

平成21年度事業計画書

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

平成21年度においても世界規模の金融危機が我が国の実態経済に一段と影を落としつづけ、会員事業者にとっても極めて厳しい経済情勢が続くものと予測される。

このような情勢が長引けば、当然のごとく会員事業者の競争も激しさを増し、ともすれば、消費者の信頼感を大きく裏切るような不当表示や不当景品による顧客誘引の増加が懸念されるところでもある。

翻って、政府は消費者行政の一元化を最重要政策課題の一つに掲げ、消費者の安全・安心を確保するため消費者庁を創設し、消費者が真に必要な情報の迅速な発信に取り組むとともに景品表示法の移管を進めている状況である。

これとともに、当協議会は各関係官公庁、関係団体、広告媒体社、賛助会員、消費者モニター等の協力を求めながら、本来の使命である景品表示法の認定に基づく不動産の表示規約及び景品規約の適切な執行を通じて、消費者の利益擁護に一層の役割を果たすこととする。

以下、平成21年度の事業計画について次のとおり実施する。

1 公益社団法人への移行の準備

公益社団法人への移行を見据えて、引き続き、内閣府、公正取引委員会、全国公正取引協議会連合会等を通じて必要な情報収集を行い、当協議会の運営状況、財務状況、諸規定等について点検し、定款、運営規定、規則等を具体的に整備して、公益法人認定法に適合するよう所要の準備を進めていく。

2 当協議会のPR及び規約の普及啓発について

(1) ホームページによる情報提供の推進

当協議会のイメージアップや規約の普及啓発に資するため、ホームページを随時更新して、当協議会の活動状況や相談事例等の様々な情報を掲載するほか、公益法人として定款、事業計画、事業報告、財務関係等の各種情報についても公開する。

(2) 広報誌の作成・発行

各関係官公庁、消費者団体、広告媒体社、各構成団体等に対し、当協議会の事業活動について尚一層の理解、共感を求めるため、広報誌を年3回程度作成・配布する。

(3) 消費者に対する規約講習会の開催

消費者に対する規約の啓発を図るため「不動産広告に関する消費者講座」を開催し、不動産広告の正しい見方・読み方等を解説する。

(4) 未加入の広告代理店及び広告印刷会社等に対する働きかけ

広告業界において規約の普及を広く図るとともに規約違反の未然防止を推進するため、当協議会に未加入の事業者や広告会社等についても、一定の時間、相談業務にあたるほか規約講習会の開催等を検討する。

3 規約の相談、指導及び周知徹底の推進について

(1) 表示規約及び景品規約等に関する相談業務

常時、会員事業者や賛助会員等から規約違反の未然防止を図るため、不動産広告の制作・企画等に関する相談業務を積極的に受け付けるとともに、これまで以上に相談業務の充実強化を図る観点から、引き続き、各構成団体の担当役職員と緊密な連携を確保し、不動産広告の表示の適正化の推進に努める。

(2) 事業者に対する自主研修会及び義務講習会の開催

公正取引委員会と近畿二府四県の後援のもと、広く規約の周知徹底を図るため「自主研修会」を開催する。また適正表示への改善を怠ることのないように規約違反の会員事業者については「義務講習会」の受講を要請する。

(3) 各構成団体における規約講習会への協力

各構成団体の会員事業者に規約の遵守を求めるため、各構成団体の要請に応じ、規約講習会の講師・説明者を派遣するなど緊密に協力する。

(4) 不動産広告問題研究会の開催

賛助会員・事業者会員との連携の中、不動産広告の尚一層の表示適正化を図るため、「不動産広告問題研究会」(勉強会)を年3回程度開催する。

(5) 広告実務者向けの規約研修用DVDの作成

平成20年度の新規入会者向けの規約研修用DVDの作成に続き、規約の啓発・理解を一層高めるため、広告実務者向けに具体的事例等を編集した規約研修用DVDを作成する。

4 規約遵守状況に対する調査及び是正について

(1) 規約違反被疑事案の受付とその処理

消費者、消費者モニター、各関係官公庁及び各構成団体等から、規約違反の被疑事案の申告や移送案件を受付、これらのうち規約に違反する恐れがあるものについては、規約に基づき各構成団体に調査等を委託する。

その一方、規約では対処しきれない不動産取引に係る照会・相談・苦情についても、所管の各関係官公庁や各関係機関等を斡旋することにより事案の解明に協力する。

(2) 官民合同不動産広告実態調査の実施

平成21年10月頃、近畿二府四県において、各関係官公庁、関係団体、各構成団体等との連携を求めながら、インターネット広告を含む規約の遵守状況を把握しその推進を図るため、「官民合同不動産広告実態調査」を行う。

(3) 賃貸物件広告実態調査の実施

平成22年2月頃、近畿二府四県において、調査の必要性が高い府県については、学生向けの賃貸物件広告実態調査を行う。また、インターネット広告についても、前記同様、調査対象に含めることとする。

(4) 規約違反に対する是正措置

各種の実態調査等の結果、比較的軽微な規約違反については各構成団体を通じて改善指導を行い、著しく重大な規約違反については違反の内容・程度に応じて当協議会において措置を講じる。中でも、意図的な「おとり広告」や重大かつ悪質な規約違反の場合は、違約金課徴を含む厳正な措置を講じることとする。

(5) 非会員事業者の被疑事案の取り扱い

非会員事業者の不当表示や不当景品の取り扱いについては、それらの被疑事案を各関係官公庁へ通知・連絡することにより是正を促す。

5 渉外及び運営等について

(1) 各関係官公庁及び各関係団体との連携

規約の実効性をより一層高めるため、公正取引委員会、国土交通省、全国公正取引協議会連合会、不動産公正取引協議会連合会、関西広告審査協会、各構成団体等との業務の連携強化を図る。

(2) 消費者モニターとの懇談会及びスクーリングの開催

消費者モニターから当協議会の事業活動や不動産広告に関する意見や要望を聴取し、今後の参考とするため「消費者モニターとの懇談会」を年2回程度開催するとともに、モニター業務のレクチャーを行うため「スクーリング」を実施する。

(3) 不動産広告等に関する意識調査の実施

当協議会の運営や規約の実務的な解釈運用の参考とするため、消費者モニターに不動産広告等に関する意識調査を実施する。

(4) 賛助会員・事業者会員の入会促進

主要な広告会社や指導的立場の事業者等に対し、相談業務やホームページ等のあらゆる機会を捉えて協力関係を模索しながら、賛助会員・事業者会員としての加入を積極的に働きかける。

(5) 事務局体制の整備

当協議会の円滑な事務体制を維持・確保するため、必要に応じて、事務補助職員を雇用する。

(6) 団体会費の見直し

当協議会の財政状況は年々厳しさを増していることから、引き続き、運営の効率化や経費節減の徹底に努めるとともに、各構成団体の理解を求め会費の見直しを行う。

(7) 不動産公正取引協議会連合会・幹事会の開催

平成21年7月9、10日（予定）、不動産公正取引協議会連合会の幹事会を大阪において開催する。